

# 日本の社会保障年金

2010年1月19日 塩野清彦

## 日本の社会保障年金

### 1. 社会保障年金の種類と保険料

大きく分けて次の2つがある。

(1)厚生年金(民間給与所得者が対象)、共済年金(公務員、私立学校教職員が対象)

保険料：毎月の給料－標準報酬月額(\*)の15.704%(2009年9月以降、労使折半)

賞与は、1,000円未満を切り捨てた金額の15.704%(労使折半)

(\*)標準報酬月額＝通常、4、5、6月の報酬の平均をその年の7月1日から適用

(2)国民年金(20歳以上60歳未満の自営業者、農業者、学生、フリーター、無職者が対象)

保険料：月額14,880円(2010年)、毎年280円増→2017年16,900円で固定

※給与所得者の妻(年収130万円未満)は、国民年金加入だが、保険料不要

※海外在住者は、許可をとることによって支払い免除になり、その間は加入した期間と見なされる。  
この期間をいわゆる「カラ期間」といい、年金額の算定には反映されない。

### 2. 給付

基本は、2階建てになっている。

国民年金加入者

老齢基礎年金部分のみが給付対象

厚生年金、共済年金加入者

老齢基礎年金部分＋老齢厚生年金部分の両方が対象

老 齢 厚 生 年 金

(厚生年金、共済年金加入者)

老 齢 基 礎 年 金

(国民年金、厚生年金、共済年金加入者)

## 国民年金

### (1)老齢基礎年金

#### (1)－1 受給資格要件

①加入期間：最低25年(カラ期間も含む)、加入期間の最高40年

②年齢：支払い開始年齢65歳

#### (1)－2 給付内容

①40年加入：年間792,100円(満額)－2009年

②40年未満の年金額＝792,100×(保険料支払月数／480) ←単純化した計算式

例：25年間(300月)支払い → 年間 495,062 円

### 老齢基礎年金の計算式

$$792,100 \text{ 円} \times [ \text{保険料納付月数} + (\text{保険料全額免除月数} \times 4/8) + (\text{保険料4分の1納付月数} \times 5/8) + (\text{保険料半額納付月数} \times 6/8) + (\text{保険料4分の3納付月数} \times 7/8) ] \div \text{加入可能年数} \times 12$$

## (2) 障害基礎年金

### (2)－1 受給資格要件(原則)

次の3つの要件すべてを満たしていること。

- ① 障害の原因となった病気やケガの初診日に国民年金に加入していた人、または、国民年金に加入していた60歳以上65未満の人
- ② 保険料納付期間と免除期間の合計が、全期間の2/3以上あること
- ③ 障害認定日に法律で定める障害の程度(障害等級1級・2級)に該当していること

### (2)－2 給付内容

#### ①本人

- ・2級の障害基礎年金 792,100 円／年額
- ・1級の障害基礎年金 990,100 円／年額(792,100 円×1.25＝990,125 円・・・50 円未満切り捨て)

#### ②子供に対する加算年金

障害基礎年金の受給権発生時に扶養している18歳未満の子、又は、20歳未満の未婚で障害(\*)のある子に対して加算給付される。(\*)障害＝1級または2級に該当する程度

- ・1人目・2人目の子1人につき 227,900 円／年額
- ・3人目以降の子1人につき 75,900 円／年額

## (3) 遺族基礎年金

### (3)－1 受給資格要件(原則)

次の3つの要件のすべてを満たすこと。

- ① 国民年金加入者、国民年金に加入していた60歳以上65歳未満、または、老齢基礎年金の受給資格要件を満たしている人が死亡したこと
- ② 死亡した人の“保険料納付期間と免除期間”の合計が全期間の2/3以上あること
- ③ 死亡していた人が生計していた子供がいる妻、または、子(18歳未満、又は、20歳未満の未婚で障害のある子)

### (3)－2 給付内容

配偶者が受給する場合の年金額			
区分	基本額 年額(円)	加算額 年額(円)	合計 年額(円)
妻＋子1人	792,100	227,900	1,020,000
妻＋子2人	792,100	455,800	1,247,900
妻＋子3人	792,100	531,700	1,323,800
子供3人目以降は一人につき75,900円加算			

子供が受給する場合の年金額			
区分	基本額 年額(円)	加算額 年額(円)	合計 年額(円)
子1人	792,100	0	792,100
子2人	792,100	227,900	1,020,000
子3人	792,100	303,800	1,095,900
3人目以降は一人につき75,900円加算			

## 厚生年金、共済年金

### (1) 老齢厚生年金

#### (1)-1 受給資格要件

次の要件すべてを満たしていること。

- ① 年齢は 65 歳以上であること
- ② 厚生年金保険の加入期間が 1 ヶ月以上あること
- ③ 国民年金と国民年金の加入期間が合算して最低 25 年以上であること

#### (1)-2 給付内容

報酬比例分と定額部分がある。

##### ①報酬比例の年金

※1994 年、2000 年、2004 年と改正されており、複雑になっている。

#### I 2004年改正の水準による計算

報酬比例の額=(A:2003年3月までの厚生年金加入期間分+B:2003年4月以後の厚生年金加入期間分)

A:2003年3月までの厚生年金加入期間分

Aに係る平均標準報酬月額×新給付乗率(7.125)／1000×Aの厚生年金加入月数

B:2003年4月以後の厚生年金加入期間分

Bに係る平均標準報酬額×新給付乗率(5.481)／1000×Bの厚生年金加入月数

#### 【2004年改正の計算例】

○前提・生年月日：1946年4月2日生 男子

- ・被保険者期間：1966年4月～2006年3月まで(40年480月)
- ・平均標準報酬月額(A)1966年：300,000円(2003年3月まで：444月)
- ・平均標準報酬額(B)：500,000円(2003年4月以後：36月)

A：2003年3月までの分 300,000円 × 7.125／1000 × 444月 = 949,050円

B：2003年4月以後の分 500,000円 × 5.481／1000 × 36月 = 98,658円

●報酬比例の年金額 949,050円(A) + 98,658円(B) = 1,047,708円 ≒ 1,047,700円

#### ② 定額部分の年金額の計算式

1,638円×厚生年金加入月数(\*)

(\*)加入月数は、生年月日によって(1929年生420月、1946年生480月)の上限が設けられている。

### (2) 加給年金

#### (2)-1 受給資格要件

##### ①加給年金額の加算要件

老齢厚生年金の額の計算の基礎となる被保険者期間が原則 240 月以上あること

##### ②加算対象者

原則として、老齢厚生年金の受給権発生時に、その受給権者によって生計を維持されていた次の配偶者及び子供

- ・ 65 歳未満の配偶者、
- ・ 18 歳未満の子、
- ・ 20 歳未満で重い障害のある子

#### (2)-2 加給年金額

- ① 配偶者に対する加給年金額 226,000円(2009年度)、227,900円(すでに受給している場合)

② 子に対する加給年金額

- ・ 第2子までそれぞれ226,000円(2009年度) 227,900円(すでに受給している場合)
- ・ 第3子以下それぞれ75,300円(2009年度) 75,900円(すでに受給している場合)

(3)特別加算年金

- ① 受給権者が1934年4月2日以後生まれで、かつ、65歳未満の加給年金額対象者である配偶者がいる場合に、その受給権者の生年月日に応じて、特例的に加給年金額に加算される。
- ② 特別加算の額 1934年生\$33,200円～1943年以降の生まれ 165,800円

(4) 老齢厚生年金の支給停止

65歳以上で老齢厚生年金を受けている者が、在職中であるときは、老齢厚生年金が減額して支給される。

**支給停止基準額 = (基本月額 + 総報酬月額相当額 - 48万円) × 1/2 × 12**

【計算例】

○前提：年金額 = 180万円  
 標準報酬月額 = 30万円 (2009年3月時点)  
 標準賞与額 = 年計額 96万円 (2009年3月以前1年間)

・ 総報酬月額相当額 30万円 + 8万円(96万円 ÷ 12) = 38万円

・ 基本月額 180万円 ÷ 12 = 15万円

○ 支給停止基準額 {(15万円 + 38万円 - 48万円) × 1/2} × 12 = 30万円

○ 支給額 180万円 - 30万円 = 150万円(年額)

(4) 特別支給の老齢年金

当分の間は、60歳以上で、①老齢基礎年金を受けるのに必要な資格期間を満たしていること、②厚生年金の被保険者期間が1年以上あることにより受給資格を満たしている方には、65歳になるまで、特別支給の老齢厚生年金が支給される。

(4)-1 受給資格要件

原則として、次のすべての条件を満たしていること

- ①年齢は60歳以上、65歳未満であること
- ②厚生年金保険の加入期間が1年以上あること
- ③国民年金の老齢基礎年金を受けるに必要な資格期間25年を満たしていること

(4)-2 給付内容

報酬比例部分と定額部分がある。年金額は、老齢厚生年金とほぼ同じ

2001年の時点

報酬比例部分(**)		老齢厚生年金
	定額部分(*)	老齢基礎年金

60歳                  61歳    65歳

(\*)定額部分は、年々支給年齢が引き上げられ 2012年にはなくなる。

(\*\*)報酬比例部分も、2012年以降段階的に支給年齢が引き上げられ、2025年にはゼロになる。

### (3) 障害厚生年金

厚生年金保険の加入者であった間に、障害の状態になった人に支払われる。

受給資格要件等は、障害基礎年金にほぼ同じ

年金は、障害1級と2級は、障害厚生年金と障害基礎年金をあわせて受給できる。

障害3級は、障害厚生年金のみ

障害厚生年金の年金額は、老齢厚生年金とほぼ同じ

### (4) 遺族厚生年金

受給資格のある厚生年金加入者本人が死亡したら、その遺族に死亡者が受ける筈の年金が支払われる。

#### ○ 遺族厚生年金と遺族基礎年金との組み合わせ

①子のある妻の場合－遺族厚生年金 + 遺族基礎年金

②子の場合－遺族厚生年金 + 遺族基礎年金

③子のない妻の場合－遺族厚生年金(厚生年金独自給付)

④夫や父母などの場合－遺族厚生年金(厚生年金独自給付)

### (5) 脱退一時金

日本の国民年金または厚生年金の保険料を払っていた外国人が、帰国等により脱退一時金を受給できる  
(アメリカにはない制度)

## 2. 離婚による厚生年金の分離

2007年から離婚に伴う厚生年金の分割制度が発足した。

合意分割制度、厚生年金の第3号被保険者(配偶者)期間の分割制度がある。

## 3. 年齢の繰り上げ、繰り延べ

(1)年金受給の資格がある場合、60歳からの繰り上げ支給が受けられる。1年につき6%、最大30%減額される。

(2)65歳を過ぎてから年金を受給することができる。1年につき8.4%増額、最大(70歳)42%増額

## 4. 年金の税金

所得と見なされ、税金がかかる。年130万円までは無税

以上